



平成 27 年 6 月 25 日

各 位

会 社 名	ルーデン・ホールディングス株式会社
代表者名	代表取締役社長 西岡 孝 (JASDAQ・コード1400)
問合せ先	取締役管理部門管掌兼管理本部長 佐々木 悟
電 話	03-5332-5374

当社子会社の従業員による不正行為に関するお知らせ

このたび、当社子会社である株式会社ルーデン・ビルマネジメントの従業員が、誠に遺憾ながら、マンション管理業務及び会計担当という立場を利用し、不正行為を行っていたことが判明いたしました。ただちに、社内調査を行った結果、本日までに判明した概要につきましてお知らせいたします。株主・投資家の皆様をはじめ、取引先および関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけすることとなりましたことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 本件の概要と不正行為の発覚した経緯

本年5月下旬、ルーデン・ビルマネジメントのマンション管理課の別の社員が、マンション管理組合の決算書の金額の差異に気付き、ただちに、管理しているマンション管理組合すべてを調査したところその一部において不正の事実を確認しました。現時点までの調査では、当該不正行為は平成20年4月から平成27年5月にかけて、3つのマンション管理組合の修繕積立金等を詐取し、被害総額は約7千万円であります。なお、当該不正行為については当該従業員が書類の偽造等を行い、単独で行ったものであると判断しております。

2. 業績への影響

不正行為による被害額は、約7千万円と推測され、当該マンション管理組合に対し、契約に基づき、ルーデン・ビルマネジメントが弁済する予定であります。当然に、弁済額全額を当該従業員に求償いたしますが、現時点では当該従業員は詐取したお金を遊興費等に全額使ったと供述しており、ルーデン・ビルマネジメントの負担となる可能性が高いと言わざるを得ません。本件による当期連結業績への影響については、現時点では確定するに至っておりません。確定次第速やかにお知らせいたします。

3. 今後の対応

本件発覚直後から、社内調査を実施し、その全容解明と再発防止策を検討するため調査を進めております。

また、当該従業員については懲戒解雇をする予定であり、今後取るべき法的措置については、顧問弁護士と協議しております。

当社といたしましては、今般の不正行為の事実を厳粛に受け止め、信頼回復に努めてまいり所存でございますので、何とぞご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以 上